

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年9月1日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工場等立地促進に関する条例（平成17年霧島市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号中「流通業等の施設」の次に「、郵便業の施設」を加える。

第2条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 流通業等 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市における工業の振興及び雇用の増大を図るため、補助対象業種に郵便業を追加するとともに、流通業等の定義を明確にするために、本条例の所要を改正しようとするものである。